

随意契約の結果

【令和4年2月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	【0145】部 欄 （内容・場所・期間等）	【0949】部 欄 契約番号	契約担当者の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手の氏名 及び住所	契約相手の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
												公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	志礼・応募者数	
八重洲FFビル清掃業務（R 4. 3～R5. 2）			分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年2月28日	MS&ADビジネスサポート（株） 東京都中央区新川2-27-2	5010001049097	2,151,600円	2,151,600円	100.0%	本業務は事務所内清掃業務である。当該清掃業務については、賃貸借契約締結の条件として、貸主から業者を指定されている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
城東都市再生事務所賃貸借契約 （R4. 4. 1～R6. 3. 31）			契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年2月9日	南海商事（株） 東京都墨田区東向島2-16-14	2010001025134	27,646,080円	27,646,080円	100.0%	当該契約は、東京都城東地区における都市再生等業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を城東都市再生事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
東北まちづくり支援事務所内装 等工事			分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年2月14日	清水建設（株） 東京都中央区京橋2-16-1	1010401013565	8,580,000円	8,580,000円	100.0%	事務所移転先である青葉通プラザビル（所在地：宮城県仙台市）のビル指定業者であるため	-				
大船事務所における内装工事			契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年2月28日	清水建設（株） 東京都中央区京橋2-16-1	1010401013565	63,800,000円	63,800,000円	100.0%	当該契約は、事業推進部所管地区における事業推進のために使用する事務所のレイアウト工事に係る契約である。事務所の賃貸借契約を締結した相手方から、内装工事に係る業者を指定されたため、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、工事請負会社と随意契約を行ったものである。	-				
長岡都市再生事務所に係る事務 所賃貸料（R4～R5）			分任契約担当役 東日本都市再生本部 まちづくり支援部 長岡都市再生事務所長 亀山 守一 新潟県長岡市東坂之上町2-5-11	令和4年2月14日	（株）リオ・コンサルティング 東京都東京都千代田区永田町2-12-4	1010001091482	6,629,040円	6,629,040円	100.0%	事務所設置に当たり、事業地区に至近で、かつ地権者との協議等の利便性が高い点を十分考慮したうえで、規模や立地条件等を検討した結果、最も適していたため、当該契約相手方と随意契約を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。